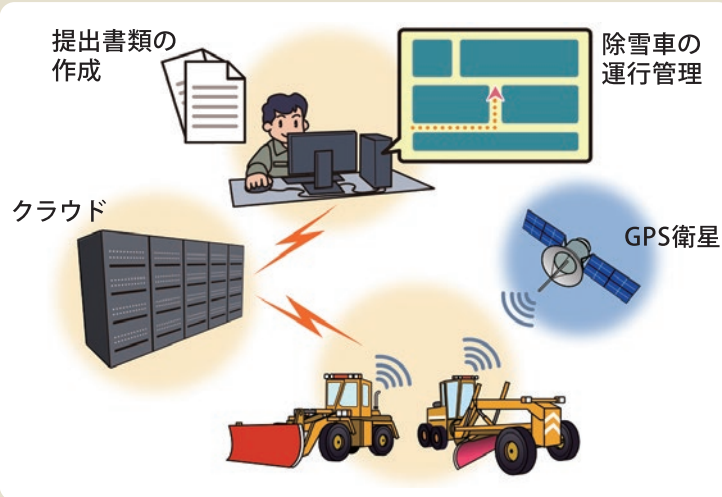


持続可能な雪対策のため、様々な取組を進めています

作業日報などの提出書類の電子化



除雪オペレーターなどの労働時間の短縮に向け、これまで手作業で行っていた書類の作成作業について、ICTなどを活用したシステムを導入し、作業の効率化を図ります。

除雪機械の1人乗り化

これまで 2人乗車
(運転手と助手)



除雪従事者の高齢化などに伴う除雪オペレーター不足に対応するため、これまで2名乗車としてきた除雪機械に、バックカメラやセンサーなどの安全補助装置を設置し、運転手が一人でも安全に作業できるよう取り組んでいます。

今後 1人乗車
(運転手)



バックカメラ



センサー



基本計画

札幌市冬のみちづくりプラン2018

計画期間:2018~2027年の10年間

市民の皆さんが将来にわたり安心・安全に冬を過ごせるよう、取組の視点や重点施策を設定

雪対策の取組の視点

- ①安心・安全な冬期道路交通の確保
- ②除排雪作業の効率化・省力化
- ③除排雪体制の維持・安定化
- ④雪対策における市民力の結集
- ⑤雪対策に関する広報の充実

雪対策には課題が
たくさんあります

札幌市では、これまでも限られた予算や人手、機械のなかで除排雪を行ってきましたが、札幌市の人口は減少局面を迎えており、人口構造の変化など様々な環境の変化が想定され、このままでは、今の除雪体制を維持することが

難しくなると考えられます。そこで皆さんに、札幌市の雪対策の内容や課題を知ってもらい、お互いに協力しながら持続可能な雪対策を進めていくことが大切です。

「札幌市冬のみちづくりプラン2018」を策定しました

札幌市では、社会環境が大きく変化する状況の中であっても、皆さんが将来にわたって安心・安全に冬を過ごせるよう、雪対策の基本計画として「札幌市冬のみちづくりプラン2018（以下、「冬みちプラン」という。）」を策定しました。現在は、冬みちプランで掲げた5つの視点に基づき、様々な取組を進めています。



●雪置き場としての公園利用

公園を雪置き場として利用することは原則禁止ですが、町内会と市との間で「覚書」を交わし、ルールを守ることによって利用できます。

原則

子どもたちの事故、遊具・樹木の損傷の恐れがあるため、公園には原則、雪を置くことができません。

けがや不慮の事故を招く可能性があります！



雪の重みで遊具や樹木が損傷してしまいます！

〈公園を利用する場合〉

覚書を交わします



※雪を入れるためのスロープは道路と直線的に結ばず、勾配を緩くしてください

公園を雪置き場にする場合のルール・注意点

- ・パトロールを行う
 - ・重機による雪入れはしない
 - ・遊具・樹木の周りに雪を置かない
 - ・春の清掃を行う
- 詳細は各区の土木センターにお問い合わせ下さい(P38)



●雪踏み

雪は踏むことで体積を

$$\frac{1}{4} \sim \frac{1}{5} \text{ に}$$

減らすことができます。



●融雪施設を設置

出入り口や宅地内の雪を処理するため、宅地内に固定式の融雪槽(機)またはロードヒーティングを設置する場合には、融雪施設設置資金の融資あっせん制度を活用して、無利子で銀行融資を受けることができます(融資限度額300万円)。



詳しくは札幌市公式ホームページをご覧ください



●楽しみながら雪処理

雪像やかまくらを作るなど、冬のアクティビティとして雪を楽しみましょう。



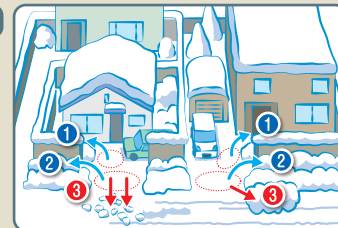
基本的な雪処理の方法

○適切な処理方法

- ① 通路の雪を敷地内へ移動
- ② 玄関への通り道を開けるため、歩道の雪を自宅敷地前の出入り口以外で通行に支障とならない場所へ移動

✕不適切な処理方法

- ③ 市の除雪により通行幅を確保した場所へ雪を戻す



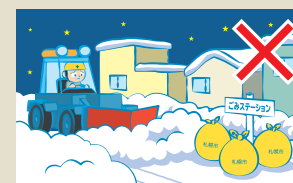
守っていただきたいルール・マナー



道路への雪出しは法律で禁止されており、通行の支障となります



路上駐車は法令で禁止されており、除雪作業の支障となります



除雪作業の支障となるため、ごみ出しは収集日の朝にお願いします

除雪作業時の事故に注意

除雪作業は危険が伴う場合があります。作業中のけがや事故のニュースも絶えません。何かあったときすぐに対処できるよう、除雪は2人以上で行いましょう。



- ◎ 気温が高い日は屋根からの落雪に注意
- ◎ 心臓発作などを防ぐため疲労時は作業をしない
- ◎ 作業時には携帯電話を持つ



- ◎ 無落雪屋根の普及などにより、屋根の雪下ろしは基本的には不要
- ◎ 建物の周りに雪を残してクッションに
- ◎ 命綱やヘルメットを着用
- ◎ 靴は滑りにくいものを履く
- ◎ スノーダンプは小回りの利くものを
- ◎ はしごはしっかりと固定する



- ◎ コートやマフラーなどの巻き込みに注意
- ◎ 雪詰まりの処理は必ずエンジンを切ってから
- ◎ 機械の手入れはこまめに

※参考：内閣府ホームページ

活用してください！

地域除雪ボランティア活動
への除雪用具の貸出

市民や団体が地域で行う除雪ボランティア活動への支援として、活動に使用する除雪用具の貸出を行っています。

貸出の対象となる除雪ボランティア活動

- 道路の除雪 ●個人宅の間口除雪
- 消火栓やごみステーション周辺の除雪

貸出する道具

- 除雪ボランティア活動に使用する用具（スコップ、スノーダンプ、そり等）をお貸します。

貸出の対象となる方

- 札幌市内の町内会、学校、企業、NPOなどの団体が対象となります。
※個人の方は対象となりません



詳細は各区の
土木センターに
お問い合わせ下さい
(P38)

地域のために取り組んでいる
皆さんをご紹介します

皆さんの地域でも、できることから
取り組んでみませんか？

ケーススタディ

- 学校周辺の高齢者住宅の雪かきをしている学生のボランティア
- 保護者と地域の方々、先生たちが協力して、通学路に砂をまき、春には清掃をしている小学校
- 「次にそこを通る人が転ばないように」と横断歩道に砂をまいてくれる方々
- 除雪作業の妨げになる路上駐車をなくそうと取り組んでいる町内会



身近でできることから、
取り組んでみてください！
学校や会社、買い物に行く途中で、周囲の様子に気を付けてみてみましょう。「近くに住む高齢者が、雪かきができず困っていた」「子どもたちが、つるつるになった横断歩道を恐る恐る渡っていた」「ごみステーションが雪で埋まっていた」。ひとつでも気になることがあったら、行動してみてください。雪対策を通して思いやりの輪を広げていきましょう。

地域で行う
除雪ボランティア活動を
支援しています
札幌市は、雪対策を効果的に進めるため、市民、学校、企業等と行政との協働による除排雪を推進しており、除雪ボランティア活動を行う団体への支援として、除雪用具や小型除雪機の貸出を行っています。除雪ボランティアに取り組むきっかけとしてご活用ください。



助け合う雪対策 福祉除雪事業(令和6年度)

ご利用いただけるご家庭

- 70歳以上の方のみで構成されている世帯
- 重度(1、2級)の身体障がいのある方のみで構成されている世帯
- 70歳以上の方と重度の身体障がいのある方のみで構成されている世帯
- 区社会福祉協議会が特に認めた世帯

ご利用の際の負担金

ひと冬あたり **5,000円** または **10,000円**
課税状況に応じた負担金がかかります。生活保護世帯は無料

地域協力員
への参加を！

【仕事内容】道路除雪が行われた日の午前中に、担当世帯の道路に面した出入口部分と玄関先までの通路を雪かきする。
【担当世帯】お近くの対象世帯
【活動費】ひと冬に1世帯につき21,000円

ボランティアの人が
雪かきしてくれる
制度があります
高齢者や体の不自由な方のために、福祉除雪の制度があります。一戸建ての住宅で、自力で除雪することが難しいと認められるご家庭については、地域の皆さんや企業から募った地域協力員

に出入り口部分の雪かきなどをお手伝いいただいています。

地域協力員が、
まだまだ足りません

福祉除雪の利用者数は、年々増え続けていて、令和6年度では約5,700世帯の利用に対し、約3,700人の地域協力員が参加しています。地域協力員には、お住まいの地域の近隣世帯の除雪作業を担当していただきます。一つの世帯をご近所の仲間など、複数の方で除雪いただくことも可能です。

地域で、協力してみよう

昔は、家族やご近所が協力し合っている問題が解決してしまいましたが、持続可能な雪対策の実現には、制度の充実や手法の検討に加え、地域全体の問題として地域で協力し合うことも重要です。

除雪や雪に関する情報を発信しています

翌日の雪かきの目安として、札幌市が提供している情報をご活用ください。

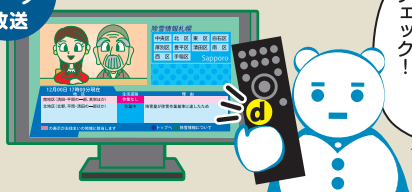
除雪の出動情報

生活道路(住宅街の道路)の新雪除雪の出動情報を掲載しています。テレビのデータ放送、札幌市公式ホームページ、札幌市LINE公式アカウントからご確認ください。

情報提供期間：12月上旬～3月中旬

テレビの
データ
放送

放送局：HTB、NHK、HBC、UHB



リモコンの
d ボタンを押して
チェック！

札幌市公式
ホームページ

更新頻度：10分間隔



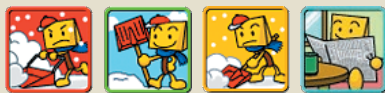
札幌市
LINE公式
アカウント

配信時間：6時～24時
登録方法は札幌市公式ホーム
ページをご覧ください



雪かき指数

降雪予報に基づき、地域ごとに翌朝の雪かきの必要度を4段階で表示します。

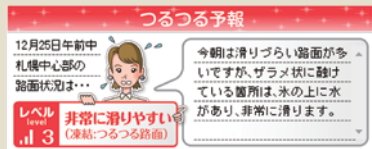


(札幌市公式ホームページ)



つつる予報

気象予測情報と路面観察情報に基づき、札幌市内の歩道の滑りやすさを3段階で予測します。



(ウインターライフ推進協議会のページ)



冬のくらしに役立つ
様々な情報を発信しています
降雪予報やご自宅前の除雪作
業の有無は、札幌に暮らす皆さん
にとって大きな関心事です。翌日の
雪かきの目安として、テレビの
データ放送や、札幌市公式ホーム
ページなどで提供している情報
をご活用ください。

市民の皆さんへの情報提供と
対話を行っています
札幌市では、企業や地域団体
による除雪ボランティア活動の
支援、砂まき活動の推進など、企
業や市民の皆さんとの協働の取
組を推進しているほか、出前講
座などを通して地域と札幌市が
直接意見交換を行う場を設けて
います。



市民や企業の皆さんにご協力をお願いします

大雪時の影響をできる限り小さくし、効率的な除排雪作業を行うため、ご協力をお願いします。

通常時

■市民の皆さん

- ・冬期間は**普段から時間に余裕を持った行動**を心掛ける
- ・冬のルール(路上駐車や雪出しをしない)を順守する
- ・大雪などにより公共交通機関が運休した際の行動(通勤・通学など)を決めておく
- ・車を利用する際は非常用品など※を備える
※防寒具・スコップ・けん引ロープ・十分な燃料・スノーヘルパー・毛布・飲料水・食料

■企業の皆さん

- ・**時差出勤や出勤の抑制が可能な業務環境の整備**などにより、大雪でも企業活動が大幅に低下しないようにする
※札幌市が行っている**テレワーク導入補助金**をご活用ください

大雪時

大雪時には、札幌市公式ホームページやSNSなどにより、警報発表情報や札幌市の対応状況、皆さんにご協力をお願いしたいことなどを発信します。

■市民の皆さん

- ・渋滞緩和のため、**車による不要不急の外出を可能な限り控える**

■企業の皆さん

- ・渋滞緩和のため、**時差出勤の実施や出勤を抑制する**



冬はマイカー通勤を控えたり、
出発時間を早めたり
してみよう
除雪されていても、冬道ではス
ピードが落ちるので、夏と比べる
と道路は渋滞しやすくなります。
マイカーの利用を抑えて公共交
通機関を利用する人が増えると、
交通量が減ってバスも走りやす
くなり、通勤・通学時間もそれほ
どかからなくなります。

また、冬は時間に余裕を持って
行動することも、雪と上手に付き
合うために必要です。
大雪を乗り越えるため、
普段から備えましょう
働く皆さんにとって、大雪時の
通勤は大変です。大雪時には時差
出勤や出勤自体を控えるなどの
出勤抑制が可能となるよう、テレ
ワークなどの業務環境を整備し

ておくと、企業活動が大幅に低下
せずに済みます。
また、大雪の際には車が立ち往
生する可能性もあります。車によ
る不要不急の外出を控えていた
だくとともに、やむを得ず車を利用
する際は、気象や道路情報を確
認し、防寒具・スコップ・水・食料
などの非常用品を備えておく
と安心です。

お問い合わせ内容	部署名		電話(011)
●雪対策の計画に関すること ●広報(雪の絵本、その他)に関すること	雪対策室		計画課 211-2682
●除排雪事業全般について			事業課 211-2662
●除雪作業の発注・監督 ●雪堆積場 ●流雪溝	各区土木部 維持管理課 (土木センター)	中央区維持管理課 北区維持管理課 東区維持管理課 白石区維持管理課 厚別区維持管理課 豊平区維持管理課 清田区維持管理課 南区維持管理課 西区維持管理課 手稲区維持管理課	614-5800 771-4211 781-3521 864-8125 897-3800 851-1681 888-2800 581-3811 667-3201 681-4011
●路上駐車・雪出し ●パートナーシップ排雪制度 ●市民助成トラック制度	各区土木部 維持管理課 (管理担当) (土木センター)	中央区維持管理課(管理担当) 北区維持管理課 東区維持管理課 白石区維持管理課 厚別区維持管理課 豊平区維持管理課 清田区維持管理課 南区維持管理課 西区維持管理課 手稲区維持管理課	614-1800 771-4211 781-3521 864-8125 897-3800 851-1681 888-2800 581-3811 667-3201 681-4011
●地域の除雪作業	各地区除雪センター	*	
●福祉除雪	各区 社会福祉協議会 または 各区保健福祉課	中央区社会福祉協議会 中央区保健福祉課 北区社会福祉協議会 北区保健福祉課 東区社会福祉協議会 東区保健福祉課 白石区社会福祉協議会 白石区保健福祉課 厚別区社会福祉協議会 厚別区保健福祉課 豊平区社会福祉協議会 豊平区保健福祉課 清田区社会福祉協議会 清田区保健福祉課 南区社会福祉協議会 南区保健福祉課 西区社会福祉協議会 西区保健福祉課 手稲区社会福祉協議会 手稲区保健福祉課	281-6113 205-3301 757-2482 757-2470 741-6440 741-2459 861-3700 861-2443 895-2483 895-2471 815-2940 822-2451 889-2491 889-2034 582-2415 582-4734 641-6996 641-6942 681-2644 681-2478

*「広報さっぽろ12月号」にとうじ込まれている「冬のくらしガイド」
または札幌市公式のホームページをご覧ください
市コールセンター(TEL011-222-4894)までお問い合わせください



札幌市公式
ホームページ

